第２５回　宇都宮市景観審議会　会議録

令和５年８月３日（木）
午前１０：００～
１４Ａ会議室

出席委員	１号委員（学識経験者） 古賀　誉章委員，齋藤　千明委員，早野　由美恵委員，五艘　みどり委員，渡邉　美樹委員，長田　哲平委員 ２号委員（関係団体代表） 神原　敦子委員，木内　久生委員，小関　裕之委員 ３号委員（関係行政機関） 吉田　幸男委員（代理），安西　正夫委員（代理） ４号委員（市民公募） 鈴木　正則委員，齊藤　総幸委員 （計１３名）
欠席委員	１号委員（学識経験者） 横須賀　徳博委員 ２号委員（関係団体代表） 渡邉　幸雄委員，菊池　清孝委員 ３号委員（関係行政機関） 大澤　賢吾委員 （計４名）
出席幹事	松本朝行幹事，小林裕幹事（計２名）
臨時幹事	なし（関係課長なし）
事務局	【司　会】　小柴隆一書記 【傍聴人受付】　安延望美書記，前田麻祐子書記 【写真・録音】　岩原理絵書記，小池利弥書記 【書記】　青山朋生書記，石下ユミ書記 梁木俊介書記（計８名）

＜傍聴人受付＞

小柴書記　定刻５分前となりました。

今回，初の試みのオンライン実施に伴い，会議録作成のため録画，録音がございますので，ご承知おき下さい。また，中断することもありますので併せて，ご承知おき下さい。

なお，マイクを使用する際は，前のマイクスイッチを押し赤いランプが点灯してからお話し下さい。

話が終りましたら，スイッチを押して下さい。

10:00

1. 開会

小柴書記　本日は，お忙しい中ご出席いただきまして，誠にありがとうございます。

それでは，定刻となりましたので，ただ今から「第２５回宇都宮市景観審議会」を開会いたします。

進行を務めさせていただきます，景観みどり課小柴でございます。宜しくお願いいたします。

＜資料確認＞

小柴書記　続きまして，本日の会議資料について確認させていただきます。

始めに，委嘱状についてですが，机上配布とさせていただいておりますのでご確認下さい。

資料としては，「第２５回宇都宮市景観審議会次第」，「宇都宮市景観審議会委員名簿」，「諮問書」，参考資料として「附属機関等の会議の公開に関する要領」，「議案第１号　ＬＲＴ車両に表示される屋外広告物の規制見直しについて」，「議案第２号都心部における良好な景観形成の推進について」となります。

また，審議の参考として「審議会関係資料」をお配りしております。適宜，参考にご覧下さい。

以上，不足しているものがありましたら，お知らせ下さい。宜しいでしょうか。

2. 挨拶

小柴書記　今回は委員改選後，最初の審議会となりますので，開会に当たりまして都市整備部 松本参事よりご挨拶申し上げます。

松本幹事　都市整備部 参事の松本でございます。

開催にあたりまして，一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には，何かとお忙しいところ，ご出席いただき，また，日頃より本市の景観行政に御協力をいただきまして，厚く御礼申し上げます。

令和５年６月に委員を改選し，皆様には，快くお引き受けをいただき，誠にありがとうございます。前回から再任いただいた方，また，新たに就任いただいた方もいらっしゃいますが，今回が改選後初めての審議会となります。今回，初めて１号委員のリモートでの会議出席の対応を試みたところですので，様々なご意見を頂きたいと思っております。

さて，ＬＲＴ開業まで２３日となりました。昨年度は，ＪＲ宇都宮駅東口の空間におけるＬＲＴと調和した良好な景観を保全する為，ＬＲＴ軌道を敷設する道路である宇都宮芳賀ライトレール線を，景観重要公共施設に新たに指定し，ＬＲＴの開業後も景観形成の方針や整備の内容を維持できるようにしたところであります。

このような中，本日の議事にあります様に，ＬＲＴの供用開始に合わせて規則改正等について検討することといたしました。

委員の皆様には，それぞれのお立場からご意見頂き，本市ならではの魅力的な都市景観の実現の為，ご支援，ご協力を賜りますようお願い申し上げまして，挨拶に代えさせていただきます。どうぞ宜しくお願いいたします。

＜委員紹介＞

小柴書記

続きまして，本日は委員の改選後，初めての審議会となりますので，恐縮ではございますが，私から委員の皆様を改めてご紹介させていただきます。

それではお手元の「宇都宮市景観審議会委員名簿」をご覧下さい。

はじめに，第１号委員として，学識経験者の方をご紹介いたします。

古賀　誉章（こが　たかあき）委員です。

齋藤　千明（さいとう　ちあき）委員です。

横須賀　徳博（よこすか　とくひろ）委員ですが，本日は所用により欠席となっております。

早野　由美恵（はやの　ゆみえ）委員です。

五艘　みどり（ごそう　みどり）委員です。本日はオンラインでご対応いただいております。

渡邉　美樹（わたなべ　みき）委員です。本日はオンラインでご対応いただいております。
長田　哲平（おさだ　てっぺい）委員です。

次に，第２号委員として，関係団体の方をご紹介いたします。
神原　敦子（かんばら　あつこ）委員です。
渡邉　幸雄（わたなべ　ゆきお）委員ですが，本日は所用により欠席となっております。
木内　久生（きうち　ひさお）委員です。
小関　裕之（おぜき　ひろゆき）委員です。
菊池　清孝（きくち　きよたか）委員ですが，本日は所用により欠席となっております。

次に，第３号委員として，関係行政機関の方をご紹介いたします。
吉田　幸男（よしだ　ゆきお）委員ですが，所用の為欠席ということで，代理の松澤（まつざわ）副所長に出席していただいております。
安西　正夫（あんざい　まさお）委員ですが，所要の為欠席ということで，代理の鶴見（つるみ）次長に出席していただいております。
大澤　賢吾（おおさわ　けんご）委員ですが，本日は所用により欠席となっております。

次に，第４号委員として，市民公募の方をご紹介いたします。
鈴木　正則（すずき　まさのり）委員です。
齊藤　総幸（さいとう　ふさゆき）委員です。

＜幹事及び事務局紹介＞

小柴書記　続きまして，幹事及び事務局職員を紹介いたします。
まず，幹事の紹介をいたします。
（自己紹介）
都市整備部参事の松本（まつもと）です。
景観みどり課長の小林（こばやし）です。
続きまして，事務局職員の紹介をいたします。
（自己紹介）
企画調整グループ係長の安延（やすのべ）です。
企画調整グループの前田（まえだ）です。

都市景観グループ係長の青山（あおやま）です。
都市景観グループの石下（いしした）です。
都市景観グループの梁木（やなき）です。
都市景観グループの岩原（いわはら）です。
都市景観グループの小池（こいけ）です。
最後に私，景観みどり課課長補佐の小柴（こしば）です。宜しくお願いします。
以上，委員，事務局のご紹介をいたしました。委員の皆様方には，今後何かとお世話になりますが，宜しくお願い申し上げます。

＜定足数報告＞

小柴書記　ここで，事務局より本会の成立についてご報告いたします。

安延書記　本日の会議でございますが，現在出席委員は１３名でございます。
これは，宇都宮市景観条例施行規則第３条にございます「審議会は委員の過半数の出席をもって開催する」旨を満たしておりますので，会議の成立をご報告いたします。

＜会議の公開＞

小柴書記　続きまして，本会議の「一部公開」について，事務局より，説明をお願いします。

安延書記　参考資料「附属機関等の会議の公開に関する要領」の「３附属機関等の会議の公開基準」の下線部をご覧下さい。
本会議は附属機関でありますので，原則公開でありますが，「３の⑵市情報公開条例第７条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うときに公開しないことができる」とあります。
市情報公開条例第７条につきましては，裏面の一番下をご覧下さい。下線部ですが，「市の機関内部における審議，検討，調査等に関する情報であって，公開することにより，当該審議等に著しい支障が生ずると認められるもの」とあります。
この条文の趣旨ですが，審議等に係る適正な意思決定の確保及び自由な意見交換を保障する為に定めたものであり，審議等を適正に行う必要上，市内部の意思形成過程にある情報については公開しないこととする趣旨であります。

そのため本日の議事である，議案第２号「都心部における良好な景観形成の推進について」につきましては，意思形成の過程にある，まだ市として決定前の情報もありますことから，「非公開」とさせていただきます。

小柴書記　事務局からの説明が終わりました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

全委員　質問なし

小柴書記　では，本日の会議の議案第１号は「公開」とし，議案第２号は「非公開」として宜しいでしょうか。

全委員　異議なし

小柴書記　それでは，当審議会運営要領第３条に基づきまして，本日の会議は，議案第１号は「公開」とし，議案第２号は「非公開」といたします。

＜傍聴者有無＞

小柴書記　続きまして，事務局より本日の傍聴定員の報告をいたします。

安延書記　本日の会議については，傍聴者はおりません。

３．会長・副会長選出

小柴書記　それでは，早速「３．会長・副会長選出」に入らせていただきます。

本日の会議でございますが，宇都宮市景観条例施行規則第３条により「会議は会長が議長となる。」とありますが，本日は，委員委嘱後最初の会議でございますので，まだ議長の職務を行う方がいらっしゃいません。つきましては，議長が決定するまでの間，事務局で進行してまいりたいと存じます。宜しいでしょうか。

全委員　異議なし

＜議長選出＞

小柴書記　ありがとうございます。
それでは，会長及び副会長の選出でございますが，宇都宮市景観条例施行規則第２条により「委員の互選による。」とございます。委員の皆様，ご意見ございますか。

長田委員　前回より宇都宮市景観審議会会長を担っていただいており，「まちづくりと景観」に造詣が深い，宇都宮大学の古賀　誉章委員を会長に推薦したいと思います。
また，副会長には，都市景観の根幹をなす建築にお詳しい足利大学の渡邉　美樹委員を推薦したいと思います。

小柴書記　只今，長田委員から古賀　誉章委員を会長に，渡邉　美樹委員を副会長に推薦する旨のご意見がございました。他にご意見ございますか。
他にご意見が無いようですので，お諮りいたします。
当審議会の会長として古賀　誉章委員を，副会長として渡邉美樹委員を選任することについて，ご異議ございませんか。

全委員　異議なし。

小柴書記　ご異議が無いようですので，古賀　誉章委員を会長に，渡邉美樹委員を副会長に決定いたします。
なお,宇都宮市景観条例施行規則第３条１項により,「会長は議長となる」とあることから，今後の議事につきましては，議長となります古賀会長にお願いいたします。
古賀会長，議長席へご移動願います。

＜会長挨拶＞

古賀会長　只今，会長に選任いただきました古賀です。
前回に引き続きの会長職となります。ＬＲＴの開通を目前にして，大きくまちが動いていくところでございますが，引き続き，委員の皆様の忌憚の無いご意見を頂きながら，効率的に会議を進めたいと思いますので，ご協力宜しくお願いします。副会長の渡邉委員からもひとこと宜しくお願いします。

渡邉(美)委員　副会長に選任いただきました渡邉です。どうぞ宜しくお願いいたします。

＜議事録
署名委員指名＞

古賀会長　それでは，会議次第に従い会議を進めてまいりますが，まず，当審議会運営要領第４条に基づきまして，本日の会議の議事録署名委員といたしまして，

早野　由美恵委員と神原　敦子委員の両名を指名いたします。宜しくお願いいたします。

4．議事

古賀会長　それでは，議事に入ります。

本日の議事といたしまして，次第にありますとおり，議案は諮問事項２件であり，「ＬＲＴ車両に表示される屋外広告物の規制見直しについて」，「都心部における良好な景観形成の推進について」でございます。

《諮問事項》

古賀会長　議案第１号「ＬＲＴ車両に表示される屋外広告物の規制見直しについて」事務局から説明をお願いします。

小林幹事　それでは，議案第１号「ＬＲＴ車両に表示される屋外広告物の規制見直し」について，ご説明いたします。

前方の画面をご覧下さい。

「趣旨」でありますが，ＬＲＴ車両に表示される屋外広告物の規制見直しについてお諮りするものです。

まず，「１経緯」についてでありますが，車両に表示される屋外広告物の規制見直しについては，令和５年１月に開催した「第２４回宇都宮市景観審議会」において，路線バス及び観光バスに表示される広告物の規制の緩和等について諮問し，原案のとおり答申いただきました。

その際に，ＬＲＴ車両に表示される屋外広告物の基準については，「芳賀・宇都宮らしさ」や市民の愛着を醸成しながら，早期創設に向け検討を進める旨お伝えしたところです。その後，ＬＲＴ車両に表示される屋外広告物に係る検討を行ってきたところであります。

なお，鉄道車両に表示される車両広告物については，走行する全ての場所の屋外広告物条例の規制が適用されており，ＬＲＴ車両についても鉄道車両と同様に，当市の走行区間では「宇都宮市屋外広告物条例」が，芳賀町走行区間では「栃木県屋外

広告物条例」が適用されます。

次に,「２宇都宮市屋外広告物条例施行規則の改正」についてでありますが，ＬＲＴ車両の基準を「宇都宮市屋外広告物条例施行規則」に新設する改正を行います。基準の内容については，ＬＲＴ車両は，鉄道車両と同様に路線を識別できることから，広告物の表示位置は鉄道車両と同様に,「左右側面部及び前後部」とし，面積の制限はなしとします。

参考に，表において今回新設する軌道車両の基準と鉄道車両の基準をお示ししております。なお,「栃木県屋外広告物条例」も同様の内容で基準の改正を予定しております。また，車体を利用した広告物であることから,「宇都宮市車体利用広告物の許可に関する要綱」及び「宇都宮市車体利用広告物ガイドライン」に基づき，交通事業者等は，自主審査機関を設置し，審査基準を策定のうえ，審査を行う必要があります。

フロー図で，屋外広告物の表示までの流れをお示ししております。車体を利用した広告物を表示しようとするときは，交通事業者等による自主審査が行われた後，市へ許可申請を提出します。そして市で許可基準への適合について審査を行い，適合する場合には許可書を交付してラッピング広告等の表示が可能となります。

次に,「３今後のスケジュール」でございますが，８月９日に栃木県景観審議会が開催される予定となっております。

８月２５日に条例施行規則を改正，ＬＲＴ開業日である８月２６日に施行予定としており，栃木県と同日の施行になるように調整しております。

最後に，今回改正する規則等の改正案になります。こちらは,「宇都宮市屋外広告物条例施行規則」の改正案になります。表の右側が現行のもの，左側が改正案になります。

こちらは,「宇都宮市車体利用広告物の許可に関する要綱」の改正案になります。

以上で，説明を終わります。ご審議のほど，宜しくお願いいたします。

古賀会長　事務局からの説明が終わりました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

早野委員　さんざん審議されてきたことと存じますが，不明点がありましたので教えて下さい。

経緯の１のところに「芳賀・宇都宮らしさ」という文言が書かれていますが，具体的にどのようなことか教えて下さい。宜しくお願いいたします。

小林幹事　ご説明させていただきます。ＬＲＴ車両につきましては，ＬＲＴの関連施設を含めた統一感のあるデザインとすることで，明示性や魅力を高めるトータルデザインを取り入れて進めているところでございます。トータルデザインのコンセプトでございますが，宇都宮市や芳賀町につきましては雷が多い都市でございまして，雷で稲穂が育つということも言われておりますので，雷や稲穂の黄色をイメージしたというものでございます。その様なコンセプトに基づきＬＲＴ車両や施設をデザインしており，デザインを損なわないような運用を検討してきたというものでございます。

早野委員　雷や稲穂をメインにイメージした黄色というものが「芳賀・宇都宮らしさ」ということで今回は進んでいるという認識で宜しいでしょうか。

小林幹事　デザインについてはそのような認識であるということでございます。今回のラッピングが可能となる広告物の規制見直しにあたりまして，ＬＲＴ車両のデザインについては市民アンケートを行って決めてきた経緯もございまして，どういう形で広告物を出せるか，景観みどり課とＬＲＴの所管課，宇都宮ライトレール株式会社と打合せをしながら検討してきたところでございます。

古賀会長　先程の回答は車体のデザインについてですが，ご質問は広告物の基準の“らしさ”とは何かということだと思います。質の問題なのでお答えはなかなか難しいかとは思いますが，何かコメントはございますか。

小林幹事　「車体利用広告物ガイドライン」によりますと景観や交通安全に配慮することが規定されています。そういったガイドラインに基づいてラッピングが可能かどうかも含めながら関係者と協議をしてきた形になります。

早野委員　回答が困難な質問で申し訳ありませんでした。明確なものが

あれば，今後の審議に役立つかなと思いお尋ねした次第です。ありがとうございました。

青山書記　補足でございますが，デザインの運用に関しましては市でガイドラインを定めております。その中で識別性，交通安全等の配慮事項があり，今回は交通事業者のほうで自主審査基準を作りますが，その中でデザインに関しましてはトータルデザインを損ねないような形でデザインを審査していくという形になります。イメージ等をお知らせできる段階では無いのですが，引き続き，関係者と検討していくものでございます。

古賀会長　私の理解としては，これに対応する事業者さんはごく少数，一社に近く，その事業者が実施基準を設けるということで市が求めているもの以上の基準で運用されるということで聞いておりますし，それをまたさらに市が審査するという形となっている。なので，その枠組みの中において景観に配慮した広告が期待されるところですね。ただ景観に配慮した広告にして下さいというだけではなくて，一歩踏み込んで「芳賀・宇都宮らしさ」をという言葉で条件を付けているということで理解しております。その中で質を担保するということを，個別具体にみていければいいかなと思います。

齊藤(総)委員　賛成の意見ということでお話させていただきたいと思います。ＬＲＴ車両のデザインについては市民アンケートなどから選ばれたということで，市民からも愛着をもたれているものだと思います。そこに広告を出すことに対して，市民からも色々な意見が出てくるものかと思います。一方で，広告については収益性を担保するものであると思いますので，運営会社としてしっかりと収益を確保するうえで重要かと思います。それらを考えましてトータルデザインを尊重する，それを担保することによって，是非とも賛成として意見を述べたいと思っております。

古賀会長　ご意見をありがとうございます。

渡邉(美)委員　これまでの委員さんの意見を踏まえてですが，広告をすることによって収益性が担保されるのは確かなことですが，一方でＬＲＴが開業されることにあたりトータルデザインが考えられ

ているものに対して，最初はかなり話題になるかと思います。観光客が写真を撮ってＳＮＳに流すなど，ＬＲＴそのものとしての宣伝効果があると思います。その中で開業すると同時に，広告の面積規制が無いということに対して抵抗があるというか，トータルデザインされたものの印象をまず印象付ける時期があってもいいのかなと思っております。広告にもよるかと思いますが，広告があるとテレビの撮影等で，肖像権の問題と同じように消されてしまう可能性もあると思いますので，そのもののデザインをアピールする期間を設けてもいいと思っています。ただ会長がおっしゃったように，イメージを損なわないうえでの運用を考えているということで，そのようにして善意的に考えていければ安心できると思っておりまして，収益があがるからといって，広告を推奨しているという方向にならないようにうまく運用していただきたいと思っております。

古賀会長　ありがとうございます。この件について市のコメントを頂きたいと思っております。併せて，今回鉄道車両というか軌道車両が審議となった経緯，渡邉委員の意見にもあったように少しゆっくり考えてもいいのではないかという意見もあって，後にしていたと思いますが，この時期に早まった理由についても含めてご説明をお願いします。

小林幹事　開業当初は広告せず，トータルデザインをアピールしたほうがいいというご意見に対しまして，ＬＲＴ車両につきましては，宇都宮市が所有し，宇都宮ライトレール株式会社が運用していくという形になります。宇都宮市においても委員の意見と同じ考え方を持っておりまして，開業当初や開業後も全てをラッピング車両とするわけではなく，台数を制限し運用することを所管課でも検討しているところでございますので，オリジナルデザインの車両が見られなくなることは無いとご認識をいただければと思います。

青山書記　この時期となった経緯について説明させていただきます。ＬＲＴ車両のラッピングを含め車内モニターや停留場などＬＲＴに関連する広告物全般に関しまして，宇都宮ライトレール株式会社等と全体調整を行ってまいりました。また，栃木県も規則改正をすることから，基準の内容や公表時期を含めて調整してきた経緯となります。８月２６日に開業となりますので，そこ

に併せて基準を施行しようと検討・調整をしてこの会議に諮らせていただいているものになります。

古賀会長　渡邉委員のご意見ももっともかと思います。前回，前々回の審議会の議論の中でもそういった趣旨の発言もありながらも反対の意見もなく審議会としては進んできているところだと思いますので，私からの提案ですが，１号議案としてはこれまでの議論に沿って，ＬＲＴ車両のオリジナルデザインを見せて，少し広告は控えめにするという期間を設けることを勧めるみたいな，そういう付議を付けたうえで，１号議案を採択していくといいかなと提案をいたします。

神原委員　ＬＲＴ車両本体や広告に関する質問では無いのですが教えていただきたいことがあります。ＬＲＴが走行するルートで真ん中のセンターのところにフェンスが芳賀町から駅東までずっと何キロにも渡って続いていると思うのですが，そのフェンスがついている意味を教えていただきたい。

フェンスがありながらも，コンクリートの縁石も並んでいるんですね。人がそこを横断する危険防止ですとか，それだとするとＬＲＴに辿り着く前に車に轢かれてしまうので，なぜＬＲＴが対向する真ん中にフェンスがあるのか，すごく見ていて疑問に思っているというか，今回の車両デザインに関しても路面にスーッとコクーン型のＬＲＴが走っていることが見えたほうが格好いいと思いますし，広告，ラッピングの両面の面積も制限なく全面広告できるのにフェンスがあることで車両の下何割かは見えない，見にくい部分が出来てしまうのでそういう意味でもなぜあのフェンスがあるのか教えて下さい。

報道で１．５倍の事業費がかかるようになったということで，建設費の精査をしていくときに必要無いものはなくしてきたと思うのですが，あれは残ったということは何か危険回避の為の安全性の為なのか，国交省の規定があるのかとか，その辺をすごく疑問に思っています。

小林幹事　真ん中のフェンスは先程お話があったように，道路中央の停留所には横断歩道を通っていただくことになり，それ以外のところから人が道路を乱横断しない様にする横断防止柵になるかと思います。横断防止柵の下にコンクリートの縁石がありますが，ＬＲＴ車両と車が接触するなどにより車が反対車線に行く

ことが無いように設置しているものと思います。これらを設置するにあたりましては，市だけではなく，交通管理者や道路路管理者の関係者と協議をさせていただき，今の構造になってきたと考えております。

構造物があることで広告物が見えにくくなってしまうというご意見もあると思いますが，ＬＲＴは上下線がございますので，構造物が無い側からは広告物が良く見えると思います。いずれにいたしましても，まずは交通の安全性を第一に考え対応してきたとご理解いただければと思います。

神原委員　車の進入防止ということでのコンクリートの縁石があるのだとすると，例えば一般的に国道などでも車道と歩道の間はコンクリートの縁石だけでしか無い部分がたくさんあると思うのですが，そうするとなぜあそこまでフェンスと縁石両方必要なのかなと。例えば車の侵入防止なのであれば，ＬＲＴと車道の間にそれぞれ２列あればいいだけであって，わざわざ金属のフェンスがあんな高めの設定である必要があるのかなという疑問があります。

古賀会長　松澤氏，鶴見氏から補足の説明はございますか。

松澤委員（代理）　宇都宮国道事務所の松澤です。国道事務所で国道を管理しております。

宇都宮市さんの道路の構造はよく分かっておりませんが，宇都宮市の大通りでしたか，複数車線ある上下線２車線ずつの４車線ある場合には，中央分離帯というブロックがあるのはなぜかというと，左右の車が対向車線にはみ出さないように中央分離帯があるので，ブロックがあるのは中央分離帯のかわりだと思うんですね。真ん中に柵があることについては乱横断防止ということなんですよね。通常国道の場合は，多くの車が通っているところなので，横断する人はまずいないので乱横断防止の柵は無いのですが，宇都宮市さんのお話を聞くと，歩行者もいる所だと思いますので，警察との協議で人が横断してしまうことを防ぐことで中央にフェンスを入れているということだと思います。フェンスを入れるかどうかについては当然道路管理者，交通管理者との協議を含め必要性があって付けたものだと思います。道路構造上必要性があって付けたということではないかと思います。

神原委員　ありがとうございます。やはり横断防止ですと，国道との違いもよく分からないです。ＬＲＴが入ったことで相当な車道や歩道との距離が大きくなっているので，それこそ一般の国道よりも横断する人はあまりいないと思うのですが，乱横断防止の為にあれが必要だったのかなと。

鶴見委員（代理）　宇都宮土木の鶴見と申します。道路の管理を行っております。
確かに車と人の横断防止ということで，それぞれの目的で設置されたものということになっているかと思います。ただ色んな目線で意見等があるかと思いますが，もう少し構造上しっかりしたもので，ガードレールで車と人の横断防止となるとがっちりしたもので，それこそＬＲＴ車両や広告物が見えなくなってしまいますので，その辺も検討されたうえで今の構造になっているのかなと思います。目的を車と人ということで両方抱き合わせて検討した結果，今の構造になっていると考えられるところでございます。宇都宮市さんの説明ですと，そのようなものかなと補足させていただきます。

古賀会長　正しく答えることができる人はここにはいないと思いますが，事務局からお願いします。

小林幹事　補足説明ありがとうございました。こちらの回答につきましては先程会長からありましたように，今回ＬＲＴの所管部署の担当は来ておりませんので，事務局で確認し，後日回答することで宜しいでしょうか。

神原委員　はい，今のお話でガードレールのようにパネルで防止するよりは，縦格子で少しは透過性があるっていう意味で少し配慮したのかなと。いずれにしてもデザイン上からいくと，広告を出すうえでも，無いほうがいいものではあると思いますので，フェンスが気になっていたので，ありがとうございました。

古賀会長　議案の本質とは少し外れますが，ご意見をいただいたことは関係部署にぜひ伝えて回答いただければと思います。
併せてですが，今の話でこれも少し脱線ですが，その柵に何かを掲示することが今後あり得るのではないかと思いました。例えばその柵に広告物を貼るとか，もう少し簡単な話にすると交通安全の横断幕を柵に付けるということは考えられるかなと

思いますが，あれに関する景観の枠組みの中での所管はどのように管理されることになるのでしょうか。電停等と同じでしょうか。

小林幹事　電停と同様にＬＲＴの施設となりますので，ＬＲＴの所管側で管理をしていくことになります。

古賀会長　電停等と同じ枠組みで，市としても規制，管理をしていくということで宜しいでしょうか。

小林幹事　そうでございます。

古賀会長　もう一つ，先程の軌道の話で景観に絡むところですと，なぜ床面を緑化しなかったのかというところも私としては疑問に思っておりますので，併せて確認いただければと思います。他の都市ですと緑化されている例もありますので。

木内委員　振り出しに戻ってしまうかもしれないのですが，ＬＲＴ車両のラッピングに関して，基本的にＬＲＴのカラーリングが大好きだということが前提のお話ですが，ここに書いてあるとおり芳賀・宇都宮らしくあるという足かせをしてしまうと，相当限定されるのではないかと思います。広告だといろんなところの広告があって，例えば関東自動車の路線バスを見ると，さまざまなラッピングがあったり，山手線だとトレインジャックみたいなものがあると思います。これを「芳賀・宇都宮らしさ」だとすると，行政のお金を使って，農産物のいちごのラッピングをするとか，あとは大谷石のラッピングをするとか，そういう形になって，例えばそういう企業の広告を前面に出す場合，これが宇都宮らしさといえるのか，または例えばポケモンみたいな形でラッピングした場合，これは「芳賀・宇都宮らしさ」なのか，となったときに，これは非常に限定されてしまうので，当然のことながらカラーリングが好きなので，それが全車両というわけではないと思うんですね。ですので，「芳賀・宇都宮らしさ」というものを入れるのもいいのですが，ラッピング広告がすごく限定されてしまうのでもったいないなという風に感じております。

小林幹事　先程ＬＲＴ車両のデザインが決まった経緯についてお話させ

ていただいたところですが，宇都宮らしさというのはまさに車両に表現されていると思うので，「らしさ」をできるだけ走らせて見せていくというところが，まず一番の大きなところだと思っています。先程開業時からラッピングしていくのかというお話がありましたが，できるだけオリジナルのデザインを走らせていくのが大切だと思っております。定着をするのはいつまでかというのは難しいところですが，機会をとらえてラッピングをしていくことになると思います。こういうご意見につきましては所管課などにも繋ぎまして，検討していくという形で進めたいと思っております。

木内委員　認知度を高めて，これが宇都宮市のカラーなんだなっていうのも理解できますし，当然あるべきだと思っています。ある時期において話も出てくるでしょうし，当然のことながら自主規制があってから市の審査があると思うので，その期間に関しても，当然ある一定の期間があるということも理解しています。

広告の掲載に関しては，柔軟に運用を考えていただいたほうが，広告収入にもなるし，ある意味話題性にもつながると思います。

小林幹事　ありがとうございます。今回の規則の改正については，ＬＲＴの供用と併せて改正をしていきましょうということで考えております。実際にステッカーを貼る，全体的に覆っていくそういうラッピングの時期については色々な手続きがございますので，手続きや今いただいたご意見を踏まえまして，所管課や運営会社と調整し，対応していきたいと思っております。

古賀会長　では，他にご意見等ありますでしょうか。

齋藤(千)委員　今の発言のところですが，ここで「芳賀・宇都宮らしさ」という標記の仕方をしたので少し誤解をあたえているのかなと思います。この場合はＬＲＴのデザインを損なわないような広告という言い方をすると，広告自体についてはこの文章からすると限定していないと私は受け取ったのですが，そのあたりで誤解があったのかなと思います。以上です。

小林幹事　ありがとうございます。私の説明がうまくできていないところもあり大変申し訳なかったと思っております。

古賀会長　では冒頭の質疑の回答に戻って，「芳賀・宇都宮らしさ」を表現している車体，オリジナルデザインに配慮した広告物を出すという趣旨だということで宜しいでしょうか

小林幹事　先程木内委員から話があったとおり，いちごや大谷石のデザインで全体的に覆っていくこともあるかと思います。そうしますと，らしさというものは，そこにはなくなってしまうかと思うのですが，最初からご説明したように全てがラッピング車両を走らせるわけではいと考えております。オリジナルのデザイン車両も走らせながら，その中に何台かのラッピングやステッカーの車両が走っていく形になるかと思いますので，宇都宮らしさというのは開業後も残っていくものと考えております。

青山書記　またデザインに関しましては，市ガイドラインにも明記しておりますが，自主審査機関にデザインの専門家を外部委員として入れることが望ましいということになっておりまして，実際に入れる方向で所管課と調整しているところでございます。そういった中でトータルデザインを損なわないような形で担保をとっていく考えでございます

古賀会長　ありがとうございます。他にご意見がいかがでしょうか。

小関委員　商工会議所小関と申します。確認ですが，今もお話に出ました自主審査の話ですが，既にある要綱がございますので，例えば既存のバス会社等がこういった要綱に基づいて自主審査の為の機関を設置してやっているという理解で宜しいのでしょうか。その場合に，今度ＬＲＴ関係ですと交通事業者ということでまた別の事業者のほうでこのような機関を設置し，独自の基準をまた策定するという理解で宜しいのでしょうか。

小林幹事　まずバスの方では自主審査機関があるのかということですが，バスにつきましては栃木県バス協会がその機関を担っているということでございます。小関委員からありましたように，今回ＬＲＴにつきましては，宇都宮ライトレール株式会社が新たに自主審査機関を設けていくことで調整をしているものでございます。

小関委員　ありがとうございます。そうすると，既存のバス協会が設け

ている基準とＬＲＴの独自の自主審査機関が定めた基準はおのずと変わっていくという理解で宜しいのでしょうか。

小林幹事　はい，変わってきます。本市の「車体利用広告物ガイドライン」では，おおまかにこういうことを自主審査の中に盛り込んで下さいねという形の内容になってございますので，それを踏まえましてバス協会側で独自にそれに沿った内容にしていただいているというものでございます。今回宇都宮ライトレール株式会社側でもガイドラインに沿って審査内容を作っていくというものでございます。

小関委員　分かりました。ありがとうございます。

古賀会長　関連してなのですが，今の話でいくと改正案の対照表を見ると鉄道車両及び軌道車両と表示されるというように，鉄道と軌道が一緒になっていますよね。この場合ですと，ＬＲＴの会社だけではなくてＪＲや東武も入ってくるかと思いますが，この場合,バス協会のように三社とか合同の基準を作るべきなのか,それともそれぞれが自主審査機関を作って，審査することも可能なのかということについてはいかがでしょうか。

小林幹事　既にＪＲでは機関を独自に持っております。今回については，宇都宮ライトレール株式会社において，別途自主審査機関を設けることになると考えております。

古賀会長　各事業者がそれぞれ独自の審査をしても大丈夫な制度になっているのでしょうか。

小林幹事　そうなっております。

古賀会長　私の方から一点宜しいでしょうか，車体の左右と前後がありますが屋根についての言及が無いですね。おそらく他の建築物に関しても屋上の言及が無いと思いますが，昨今航空写真やネットとかで上からみるという視点があって，それなりの価値を持ち始めていると思いますが，現行の書き方だと屋根について書いていないので，屋根は広告が出せないという理解で宜しいでしょうか。

青山書記　屋根につきましては，今の規則では出せないことになっております。

古賀会長　なので，急に屋根や屋上に広告が出現して混乱するという状況はきっと起こらないと思いますが，ある一定の価値があるところかもしれないので，今後建築物の屋上や屋根につきましても議論をしていくべきかと思います。

青山書記　はい，他市の事例や国の動きを含め調査研究して参りたいと思っております。ありがとうございます。

古賀会長　ご意見・ご質問も出尽くしたようです。先程の私の提案もありまして，１号議案としてはこの後，決をとりますがオリジナルのデザインを浸透することに配慮するような形を答申に追加したいと思っておりますが，皆様いかがでしょうか。
反対の方はいらっしゃいますか。いないようですので，答申に追加することで１号議案について原案のとおり異存無しとして宜しいでしょうか。

各委員　異議なし。

古賀会長　なお，答申書の提出につきましては，私にご一任いただけますでしょうか。

各委員　異議なし。

古賀会長　これより「非公開」である議案第２号に入ります。

【非公開】

５．その他

古賀会長　本日の議事は以上でございます。その他，皆様からございますか。

安延書記　本市では平成３１年３月に宇都宮市景観計画を改訂し，これに基づき景観施策を実施しているところでございます。計画は平成３１年から令和１０年度までの１０年間の計画でございますが，計画の中で，定期的に景観形成に係る取組の進捗状況の評価と，概ね５年ごとに評価指標などを基に計画の評価を行う

とともに，景観審議会のご意見を伺いながら，効率的・効果的な景観まちづくりを推進することとなっています。
つきましては，策定から５年間が経過したことから，今年度の景観審議会でこれまで実施してきた景観形成に係る取組を振り返るとともに，計画の中間評価を行うことにより，今後５年間の取組に生かしていきたいと考えております。宜しくお願いいたします。

古賀会長　去年までに比べて審議することが多いということですね。最後に，皆様から何かありますでしょうか。

各委員　意見なし。

古賀会長　それでは，これをもちまして「第２５回宇都宮市景観審議会」の議事を全て終了いたしましたので,進行を事務局に戻します。

６．閉会

小柴書記　はい，古賀会長ありがとうございました。
本日の資料につきまして，議案第２号が「非公開」となりますので，資料を回収させていただきたいと存じます。
以上を持ちまして「第２５回宇都宮市景観審議会」を閉会いたします。
長時間のご審議ありがとうございました。